

特定非営利活動法人 GO TO HAPPY LIFE 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 GO TO HAPPY LIFE という。

(事務所)

第2条 この法人は事務所を東京都練馬区豊玉中3丁目7番5号に置く。

(目的)

第3条 この法人は、分野を限定せず、保健、医療、福祉、教育、災害支援、地域安全、国際協力その他の社会課題の解決に資する公益的活動を支援し、又は自ら実践することにより、誰もが安心して生活できる持続可能な社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の特定非営利活動を行う。

1. 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
2. 社会教育の推進を図る活動
3. まちづくりの推進を図る活動
4. 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
5. 環境の保全を図る活動
6. 災害救援活動
7. 地域安全活動
8. 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
9. 国際協力の活動
10. 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
11. 子どもの健全育成を図る活動
12. 情報化社会の発展を図る活動
13. 科学技術の振興を図る活動
14. 経済活動の活性化を図る活動
15. 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
16. 消費者の保護を図る活動
17. 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
18. 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 特定非営利活動に係る事業

(1) 医療・介護・福祉分野における支援、相談及び連携促進事業

- (2) 人材育成、研修、教育及び普及啓発事業
- (3) 災害時及び平常時における支援体制整備事業
- (4) 地域及び多分野における連携・ネットワーク構築事業
- (5) 情報提供、調査研究、企画立案及び発信事業
- (6) その他、目的を達成するために必要な事業

2. その他の事業

- (1) 広報、出版、情報提供等に関する事業

3. 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その利益は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。

第2章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 準会員 介護支援活動に従事したい方々ために入会した個人及び団体
- (3) その他 介護、支援等を受けたいと思って当会の趣旨に賛同してくれる個人

(入 会)

第7条 正会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。

正会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

2. 理事長は、前項の申し込みがあったとき、そのものが第1項に掲げる条件に適合すると認めるときには、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3. 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 正会員、準会員、その他等は会費の徴収は行わない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は正会員である団体が消滅したとき。

(3) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 正会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2. 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上

(2) 監事 1人

2. 理事のうち1人を理事長とし、1人を副理事長とし、1人を事務局長とする。但し兼を認めることとする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2. 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4. 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5. 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

3. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4. 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5. 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為

又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について理事に意見を述べること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3. 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2. 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2. 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3. 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会 議

(種別)

第19条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2. 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

- (2) 解散及び合併
- (3) 事業計画及び予算並びにその変更
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 役員選任又は解任、職務及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) 事務局の組織及び運営
- (9) その他運営に関する重要事項

（総会の開催）

第22条 通常総会は、毎年1回春に開催する。

2. 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第15条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき。

（総会の招集）

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2. 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3. 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

（総会の議長）

第24条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

（総会の定足数）

第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開催することはできない。

（総会の議決）

第26条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2. 総会の議事は、この定款に規定するものの他、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（総会での表決権等）

第27条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

2. やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として評決を委任することができる。

3. 前項の規定により評決した正会員は、前2条の規定の適用については欠席した

ものとみなす。

4. 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の評決に加わることができない。

(総会の議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。

(理事会の構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第30条 理事会は、総会に属さない一切の業務執行及び運営に関する決定権を有する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務に関する事項

(理事会の開催)

第31条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の2以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

2. 理事長は、前条第2号の規定の場合にはその日から10日以内に理事会を招集しなければならない。
3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第34条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ

通知した事項とする。

2. 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会での表決権等)

第35条 各理事の表決権は、平等なものとする。

2. やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3. 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものみなす。

4. 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつてはその旨を付記する。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資 産

(資産の構成)

第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 寄附金品

(3) 財産から生じる収益

(4) 事業に伴う収益

(5) その他の収益

(資産の区分)

第38条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産、その他^の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会 計

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第41条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計、その他の事業会計の2種とする。

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予算費)

第45条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2. 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更生)

第46条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2. 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- (7) その他

2. 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(清算人の選任)

第51条 この法人が解散したときには、理事が清算人となる。但し、合併による解散を除く。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く）したときに残存する財産は、総会で別に定める他の特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第55条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
2. 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第56条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第57条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 雑 則

(細 則)

第58条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、別表のとおりとする。
3. この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から翌年3月31日までとする。
4. この法人の設立当初の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から翌年3月31日までとする。
5. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる

別表 設立当初の役員

役職名	氏名
理事長	後藤 榮子
副理事長 (兼事務局長)	後藤 基行
理事	平塚 悦子
理事	武藤 トメ
理事	芹田 啓子
理事	田中 敦子
理事	笹川 恵子
理事	鈴木 由利子
監事	北原 清

令和8年度

事業計画書

特定非営利活動法人 GO TO HAPPY LIFE

1 事業実施の方針

本年度は、在宅療養者支援事業、急変対応・連携体制整備事業、救急対応スキル研修事業等を重点として事業を実施する。各事業については、実施状況を記録し、成果及び課題を整理して次年度の改善に反映する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業（事業費の総費用【3,280】千円）

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
医療・介護・福祉分野における支援、相談及び連携促進事業	在宅療養者及びその家族を対象に、在宅療養者支援事業を実施する。	通年	東京都内	5	在宅療養者及びその家族	120	1,080
地域及び多分野における連携・ネットワーク構築事業	医療・介護・救急関係者を対象に、急変対応・連携体制整備事業を実施する。	年2回	東京都内	6	医療・介護・救急関係者	100	600
災害時及び平常時における支援体制整備事業	医療・介護従事者を対象に、救急対応スキル研修事業を実施する。	年3回	東京都内	4	医療・介護従事者	120	600
医療・介護・福祉分野における支援、相談及び連携促進事業	海外医療福祉団体を対象に、国際医療協力支援事業を実施する。	通年	海外・オンライン	3	海外医療福祉団体	40	1,000

(2) その他の事業 (事業費の総費用【 980 】千円)

定款に記載された 事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費 (千円)
広報、出版、情報提供 等に関する事業	医療・介護施設を対象 に、システム導入・運 用支援事業を実施す る。	通年	東京都内・オ ンライン	2	800
広報、出版、情報提供 等に関する事業	企業・団体を対象に、 Web 保守・運用サポー ト (月額) を実施する。	通年	オンライン	1	180

令和9年度 事業計画書

特定非営利活動法人：GO TO HAPPY LIFE

1 事業実施の方針

本年度は、在宅療養者支援事業、急変対応・連携体制整備事業、救急対応スキル研修事業等を重点として事業を実施する。各事業については、実施状況を記録し、成果及び課題を整理して次年度の改善に反映する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業（事業費の総費用【10,740】千円）

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者 人数	受益対象 者範囲	受益対象 者人数	事業費 (千円)
医療・介護・福祉分野における支援、相談及び連携促進事業	在宅療養者及びその家族を対象に、在宅療養者支援事業を実施する。	通年	東京都内	5	在宅療養者及びその家族	120	1,080
地域及び多分野における連携・ネットワーク構築事業	医療・介護・救急関係者を対象に、急変対応・連携体制整備事業を実施する。	年2回	東京都内	6	医療・介護・救急関係者	100	600
人材育成、研修、教育及び普及啓発事業	医療・介護従事者を対象に、医療・介護人材育成研修事業を実施する。	年3回	東京都内	4	医療・介護従事者	120	600
医療・介護・福祉分野における支援、相談及び連携促進事業	海外医療福祉団体を対象に、国際医療協力支援事業を実施する。	通年	海外・オンライン	3	海外医療福祉団体	40	1,000
医療・介護・福祉分野における支援、相談及び連携促進事業	医療機関・介護施設を対象に、医療・介護施設向け業務改善支援を実施する。	通年	東京都内	4	医療機関・介護施設	20	3,600
災害時及び平常時における支援体制整備事業	地域住民を対象に、地域防災支援事業を実施する。	年2回	東京都内	5	地域住民	300	500

災害時及び平常時における支援体制整備事業	医療・介護施設を対象に、施設 BCP 策定・訓練支援事業を実施する。	通年	東京都内	4	医療・介護施設	12	2,640
情報提供、調査研究、企画立案及び発信事業	一般市民を対象に、医療・福祉情報提供事業 (Web) を実施する。	通年	オンライン	2	一般市民	1,000	420
地域及び多分野における連携・ネットワーク構築事業	医療・福祉・行政等を対象に、多職種連携ネットワーク構築事業を実施する。	年2回	東京都内	3	医療・福祉・行政等	100	300

(2) その他の事業 (事業費の総費用【200】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費 (千円)
広報、出版、情報提供等に関する事業	医療・介護施設を対象に、システム導入・運用支援事業を実施する。	通年	東京都内・オンライン	2	800
広報、出版、情報提供等に関する事業	企業・団体を対象に、Web 保守・運用サポート (月額) を実施する。	通年	オンライン	1	180
広報、出版、情報提供等に関する事業	企業・団体・施設を対象に、Web サイト制作受託 (スポット) を実施する。	通年	オンライン	2	900

令和8年度 活動予算書（その他事業がある場合）

特定非営利活動法人 GO TO HAPPY LIFE

（単位：円）

科目	特定非営利活動に係る事業		その他事業		合計
	金額	小計・合計	金額	小計・合計	
【A】 経常収益					
1 受取会費		300,000		0	300,000
正会員受取会費	150,000	150,000	0	0	150,000
賛助会員受取会費	150,000	150,000	0	0	150,000
2 受取寄附金		260,000		0	260,000
受取寄附金	260,000	260,000	0	0	260,000
施設等受入評価益	0	0	0	0	0
3 受取助成金等		4,600,000		0	4,600,000
受取補助金	4,600,000	4,600,000	0	0	4,600,000
4 事業収益		0		1,960,000	1,960,000
公益プロジェクト収益	0	0	1,960,000	1,960,000	1,960,000
月次ニュースレター収益	0	0	0	0	0
共同事業の企画・収益	0	0	0	0	0
事業収益	0	0	0	0	0
5 その他の収益		0		0	0
受取利息	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0
経常収益計		5,160,000		1,960,000	7,120,000
【B】 経常費用					
1 事業費		0		0	0
(1) 人件費		1,148,000		343,000	1,491,000
給料手当	1,010,240	1,010,240	301,840	301,840	1,312,080
役員報酬	0	0	0	0	0
退職給付費用	0	0	0	0	0
福利厚生費	137,760	137,760	41,160	41,160	178,920
	0	0	0	0	0
(2) その他経費		2,132,000		637,000	2,769,000
会議費	492,000	492,000	127,400	127,400	619,400
旅費交通費	656,000	656,000	127,400	127,400	783,400
施設等評価費用	0	0	0	0	0
減価償却費	0	0	0	0	0
印刷製本費	328,000	328,000	0	0	328,000
消耗品費	328,000	328,000	191,100	191,100	519,100
外注費	328,000	328,000	191,100	191,100	519,100
事業費計		3,280,000		980,000	4,260,000
2 管理費		0		0	0
(1) 人件費		540,000		0	540,000
役員報酬	0	0	0	0	0
給料手当	480,000	480,000	0	0	480,000
退職給付費用	0	0	0	0	0
福利厚生費	60,000	60,000	0	0	60,000
	0	0	0	0	0
	0	1,240,000	0	0	1,240,000
(2) その他経費		1,240,000		0	1,240,000
消耗品費	100,000	100,000	0	0	100,000
水道光熱費	50,000	50,000	0	0	50,000
通信運搬費	50,000	50,000	0	0	50,000
地代家賃	960,000	960,000	0	0	960,000
旅費交通費	30,000	30,000	0	0	30,000
減価償却費	50,000	50,000	0	0	50,000
	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0
管理費計		1,780,000		0	1,780,000
経常費用計		5,060,000		980,000	6,040,000
当期経常増減額【A】－【B】・・・①		100,000		980,000	1,080,000
【C】 経常外収益					0
固定資産売却益					0
過年度損益修正益					0
経常外収益計		0		0	0
【D】 経常外費用					0
固定資産売却損					0
災害損失					0
過年度損益修正損					0
経常外費用計		0		0	0
当期経常外増減額【C】－【D】・・・②		0		0	0
経理区分振替額・・・③	980,000	980,000	-980,000	-980,000	0
税引前当期正味財産増減額①+②+③・・・④		1,080,000		0	1,080,000
法人税、住民税及び事業税・・・⑤	70,000	70,000	0	0	70,000
前期繰越正味財産額・・・⑥	0	0	0	0	0
次期繰越正味財産額④－⑤+⑥		1,010,000			1,010,000

令和9年度 活動予算書（その他事業がある場合）

特定非営利活動法人 GO TO HAPPY LIFE

（単位：円）

科目	特定非営利活動に係る事業		その他事業		合計
	金額	小計・合計	金額	小計・合計	
【A】 経常収益					
1 受取会費		300,000		0	300,000
正会員受取会費	150,000	150,000	0	0	150,000
賛助会員受取会費	150,000	150,000	0	0	150,000
2 受取寄附金		260,000		0	260,000
受取寄附金	260,000	260,000	0	0	260,000
施設等受入評価益	0	0	0	0	0
3 受取助成金等		12,060,000		0	12,060,000
受取補助金	12,060,000	12,060,000	0	0	12,060,000
4 事業収益		0		3,760,000	3,760,000
公益プロジェクト収益	0	0	3,760,000	3,760,000	3,760,000
月次ニュースレター収益	0	0	0	0	0
共同事業の企画・収益	0	0	0	0	0
事業収益	0	0	0	0	0
5 その他の収益		0		0	0
受取利息	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0
経常収益計		12,620,000		3,760,000	16,380,000
【B】 経常費用					
1 事業費		0		0	0
(1) 人件費		3,759,000		658,000	4,417,000
給料手当	3,307,920	3,307,920	579,040	579,040	3,886,960
役員報酬	0	0	0	0	0
退職給付費用	0	0	0	0	0
福利厚生費	451,080	451,080	78,960	78,960	530,040
	0	0	0	0	0
(2) その他経費		6,981,000		1,222,000	8,203,000
会議費	1,611,000	1,611,000	244,400	244,400	1,855,400
旅費交通費	2,148,000	2,148,000	244,400	244,400	2,392,400
施設等評価費用	0	0	0	0	0
減価償却費	0	0	0	0	0
印刷製本費	1,074,000	1,074,000	0	0	1,074,000
消耗品費	1,074,000	1,074,000	366,600	366,600	1,440,600
外注費	1,074,000	1,074,000	366,600	366,600	1,440,600
事業費計		10,740,000		1,880,000	12,620,000
2 管理費		0		0	0
(1) 人件費		540,000		0	540,000
役員報酬	0	0	0	0	0
給料手当	480,000	480,000	0	0	480,000
退職給付費用	0	0	0	0	0
福利厚生費	60,000	60,000	0	0	60,000
	0	0	0	0	0
	0	1,240,000	0	0	1,240,000
(2) その他経費		1,240,000		0	1,240,000
消耗品費	100,000	100,000	0	0	100,000
水道光熱費	50,000	50,000	0	0	50,000
通信運搬費	50,000	50,000	0	0	50,000
地代家賃	960,000	960,000	0	0	960,000
旅費交通費	30,000	30,000	0	0	30,000
減価償却費	50,000	50,000	0	0	50,000
	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0
管理費計		1,780,000		0	1,780,000
経常費用計		12,520,000		1,880,000	14,400,000
当期経常増減額【A】－【B】・・・①		100,000		1,880,000	1,980,000
【C】 経常外収益					0
固定資産売却益					0
過年度損益修正益					0
経常外収益計		0		0	0
【D】 経常外費用					0
固定資産売却損					0
災害損失					0
過年度損益修正損					0
経常外費用計		0		0	0
当期経常外増減額【C】－【D】・・・②		0		0	0
経理区分振替額・・・③	1,880,000	1,880,000	-1,880,000	-1,880,000	0
税引前当期正味財産増減額①+②+③・・・④		1,980,000		0	1,980,000
法人税、住民税及び事業税・・・⑤	70,000	70,000	0	0	70,000
前期繰越正味財産額・・・⑥	1,010,000	1,010,000	0	0	1,010,000
次期繰越正味財産額④－⑤+⑥		2,920,000		0	2,920,000